平成２６年（フ）第２８０号
埼玉県春日部市粕壁東５丁目13番34号
債務者　勝山　豊彦
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８３号
埼玉県越谷市大字南荻島1005番地８
債務者　遠藤　文恵
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月４日午前11時
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第８２号
新潟県長岡市中島１丁目９番24号　小林ハイツ101号室
債務者　塚越　芳博
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月５日午後４時
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第９３号
新潟県十日町市錦町２丁目33番地
債務者　山田　正枝
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月５日午後４時
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第２６４６号
大阪府茨木市真砂３丁目11番７号　ミューズコート207号
債務者　宮城なぎさ
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９９号
東京都多摩市一ノ宮４丁目４番地の11シティハイムカツミ202
債務者　千代谷　健
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月４日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第８０３号
横浜市港北区綱島西５丁目14番19号
債務者　森　　春樹
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０８２号
横浜市戸塚区上矢部町1870番地１　イルティモーネ108号
債務者　小井戸政教
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９１号
釧路市鳥取北６丁目11番11号　コーポはたせ
債務者　中田　春奈
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月10日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第２８８号
栃木県宇都宮市天神２丁目３番１号　ＴＭ―236号、前住所栃木県日光市瀬川52番地１レオパレスリバーサイドＢ110号
債務者　井伊　信一
1　決定年月日時　平成26年７月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４６８号
東京都小金井市中町１丁目12番25号コーポけやき110
債務者　杉山　一衛
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４６９号
東京都小金井市中町１丁目12番25号コーポけやき110
債務者　杉山　睜子
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４１号
栃木県足利市五十部町491番地４、前住所栃木県足利市今福町788番地
債務者　馬場　利治
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月５日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第９９３号
神奈川県藤沢市大庭5529番地の８　シャルマンコーポ908号
債務者　有園　千帆（旧姓本間）
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２７４号
栃木県河内郡上三川町大字上三川4401番地
下町第１町営住宅5306
債務者　水口　絵美
1　決定年月日時　平成26年７月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月５日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４３１号
東京都小平市天神町１丁目２番19―303号
債務者　橋口　広子
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月12日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部